| _ |
|----------|
| 傍 |
| 線 |
| 部 |
| 分は |
| は改 |
| 党下 |
| 部 |
| 分 |
| \smile |

| する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要一一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 省告示第五の法律に | - - |
|---|-----------|-------------|
| する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告) | 省告示第五 | ابد |
| 百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位 | 付費等単位 | |
| 数表」という。) 第6の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める | 臣が定める | ** |
| 送迎 | | |

イ 送迎加算 (I)

(1) 障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用 ス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。 支援施設において行われる指定生活介護 会生活を総合的に支援するための法律 令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。 につき、 十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をい 下同じ。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。 だに支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業 指定生活介護事業所 以下同じ。 利用者の送迎を行った場合であること。 設備及び運営に関する基準 又は指定障害者支援施設 が、 当該指定生活介護事業所又は指定障害者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合 (障害者の日常生活及び社 (平成十七年法律第百二 (平成十八年厚生労働省 (指定障害福祉サー)又は指定 F,

> 数表」という。 する費用の額の算定に関する基準 百二十三号) 別表介護給付費等単位数表 づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎 現 (平成十八年厚生労働省告示第五 行 (以下「介護給付費等単位 ビスに要

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) が、 又は指定障害者支援施設 人員、 定する指定生活介護をいう。 われる指定生活介護 九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。 的に支援するための法律 七十一号。 った場合であること。 活介護に係る障害福祉サー 八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 指定生活介護事業所 当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行 設備及び運営に関する基準 以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十 (指定障害福祉サービス基準第七十七条に規 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的 (平成十七年法律第百二十三号) (障害者の日常生活及び社会生活を総合 ビスの利用につき、 又は指定障害者支援施設が行う生 (平成十八年厚生労働省令第 利用者の送迎を行 以下同じ。
- (2)上 原則として、 (ただし、 利用定員が二十人未満の事業所にあっては、 当該月にお て、 口 [の送迎につき] 平均十人以 口

(2)

原則として

当該月におい

口

の送迎につき、

平均十人

以上(ただし、

利用定員が二十人未満の事業所にあっては、

利用していること。 回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上)の利用者が

(3) いること。 原則として、 当該月において、 週三回以上の送迎を実施して

口

送迎加算Ⅱ イの①の基準に適合し、 かつ、 イの2又は3に掲げる基準のい

ずれかに適合すること。 (略)

三 送迎 注、 介護給付費等単位数表第10の7の注、第11の11の注、第12の14の 第一号の規定を準用する。 第13の13の注及び第14の15の注において厚生労働大臣が定める

> 送迎につき、 かつ、 週三回以上の送迎を実施している場合であること。 平均的に定員の百分の五十以上)の利用者が利用し

(略)

三 注、第4013の注及び第15の15の注において厚生労働大臣が定める 介護給付費等単位数表第11の7の注、第12の11の注、 第 13 の 14 の

送迎

第一号の規定を準用する。